

尾道市物品購入等郵便入札実施要領

令和2年4月27日制定
令和3年8月2日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市の発注する物品の買入れ及び修繕並びに役務に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「物品等競争入札」という。）において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）に関し、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施)

第2条 市長は、物品等競争入札を実施するに当たり、面前により入札書を提出する入札方法（以下「一般入札」という。）によることが適当でないと認めるとき又は一般入札をすることができないと認めるときは、郵便入札を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札の内容、性質等を考慮した結果、一般入札よりも郵便入札の方が有益であると認めたとときも、郵便入札を実施することができるものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第3条 郵便入札に参加しようとする者又は郵便入札の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公告又は通知（以下「公告等」という。）で指定する書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、公告等により入札書等の持参が認められた場合は、この限りでない。

2 入札書は、入札番号、入札件名、業者名及び代表者職氏名が記載された封筒（以下「内封筒」という。）に入れ、封をしなければならない。

3 内封筒及び公告等で指定する書類を宛先、提出業者の住所、名称又は商号、入札書在中の文字及び件数（複数の内封筒を入れる場合に限る。）を記入した封筒（以下「外封筒」という。）に入れ、一般書留又は簡易書留で郵送しなければならない。

4 第1項ただし書の規定により持参する場合も、入札書等を外封筒に入れなければならない。

(同等品申請)

第4条 入札参加者が公告等に記載されている物品以外の物品で入

札するとき、公告等で指定する期日までに同等品審査を受け、承認を受けなければならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、公告等で指定する期日までに到達するよう入札辞退届を提出しなければならない。

2 入札書が到達した日以降であっても、公告等で指定する入札書の提出期限までは、入札を辞退することができる。

3 入札辞退届は、撤回できないものとする。

(入札書等の保管)

第6条 入札担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して内封筒及び指定された関係書類を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え又は引換えをすることができないものとする。

(開札)

第7条 郵便入札の開札の執行に当たっては、公告等で指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立会う場合は、委任状を提出しなければならない。

3 第2条第1項の規定により郵便入札を行う場合は、入札参加者の立会いを制限することができる。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 公告等で指定する到達期限より後に到達したとき。

(2) 入札書等必要とされた書類が同封されていないとき。

(3) 入札に参加する資格のないものがしたとき。

(4) 記名を欠くとき。

(5) 金額を訂正したとき。

(6) 入札が取り消すことのできる制限行為能力者の意思表示であるとき。

(7) 入札者が2以上の入札をしたとき。

(8) 他人の入札を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。

(9) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

(10) 必要な記載事項が確認できないとき。

(11) その他市長の定めた入札に関する条件に違反したとき。

(入札回数及び再度郵便入札)

第9条 郵便入札に付した場合の入札は、2回とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札は行わない。

2 入札の結果、落札者がいない場合は、前項の規定により新しい日程により再度郵便入札を行う。

3 再度郵便入札を行う場合は、有効な入札書等を提出した入札参加者に通知するものとする。

4 再度郵便入札においても落札者がいない場合は、最低価格提示業者と随意契約をし、又は落札者なしとして終了する。

(くじによる落札者の決定)

第10条 開札の結果、落札となるべき価格と同一の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 当該入札参加者が、立会いをしていない場合は、入札事務に関係のない職員がくじ引きを行うものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第11条 市長は、郵便入札を実施する場合において、郵便事情等により事故が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるときは、当該郵便入札を延期、中止又は取り消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第12条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。